

流山市農業委員会
令和4年第1回
総会議事録

令和4年1月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第1回総会議事録

1 期 日 令和4年1月11日（火）

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 岡田 長政

4 署名委員 5番 金子 孝博
6番 中嶋 清

5 出席委員（委員10名）

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
4番 鈴木 亨	5番 金子 孝博
6番 中嶋 清	7番 小菅 康男
8番 染谷 一嘉	9番 石井 保
10番 岡田 長政	11番 山崎 日出男

6 欠席委員（委員2名）

3番 金子 文雄 12番 水代 啓司

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃

9 会議目次

(1) 議案第1号	農用地利用集積計画の決定について	1
(2) 議案第2号	農地所有適格法人報告書の提出について	3
(3) 報告第1号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	6
(4) 報告第2号	令和3年賃借料水準について	6
(5) 報告第3号	転用許可に伴う工事完了の報告について	7
(6) 報告第4号	専決処理の報告について	8

▲開会 午後4時32分

○岡田会長職務代理者 開会にあたり、御連絡いたします。

本日は、水代会長が欠席のため、流山市農業委員会會議規則第8条第2項により、総会の議長は、会長職務代理者である 私 岡田が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から令和4年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

なお、12番 水代会長、3番 金子文雄委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会會議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 異議なしと認めます。

5番 金子孝博委員、6番 中嶋委員を指名させていただきます。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斎藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

○染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第2号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの2議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第4号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○岡田会長職務代理者 ただいまの説明について、何か御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 なしと認めます。

○岡田会長職務代理者 これより議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年1月11日 提出

今月の申請は新規が1件、更新が5件です

始めに、議案の1番の権利者は、流山市下花輪にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、下花輪にあります畠5筆 合計面積3,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の2番の権利者は、流山市西深井にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井にあります田2筆 合計面積2,042平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の3番と4番の権利者は同一ですので一括して御説明いたします。

権利者は、流山市西深井に所在する農地所有適格法人です。

対象となる農地は、西深井の畠5筆 合計面積4,699平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の5番と6番の権利者は同一ですので、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市中にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、古間木の畠2筆 合計面積2,589平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田会長職務代理者 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が5件です。

始めに、新規の案件です。

1番ですが本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は23歳です。農業従事者は3名で農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

続いて、更新の案件です。

2番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は74歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に、3番と4番は権利者が同一のため、一括して報告いたします。

本件については、権利者を替えて、6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、流山市西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、5番と6番は、権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は67歳です。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○岡田会長職務代理者 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○岡田会長職務代理者 議案第2号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第2号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年1月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があつたものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市向小金及び流山市駒木台にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和2年9月1日から令和3年8月31までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式第5号の3 「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市向小金にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。

確認書の表に、令和3年11月24日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積についてですが、面積は24,719平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しております。

また、次の構成員につきましては、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、年間307日と151日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので適とさせていただきました。

続きまして、流山市駒木台にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧いただきたいと思います。

確認書の表に、令和3年11月22日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積についてですが、面積は5,184平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しております。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、年間321日と305日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件は、それぞれ備えていますので適とさせていただきました。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の5ページから6ページ、2番の法人が7ページになります。

御説明につきましては、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長職務代理者 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第2号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の農地所有適格法人 要件確認書に基づいて審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○岡田会長職務代理者 ありがとうございました。

これより、議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第2号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○岡田会長職務代理者 次に、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者の斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第1号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和4年1月11日報告

始めに1番ですが、斡旋依頼がありました土地は、加二丁目の畠1筆 面積は798平方メートル。

令和3年11月総会の議案第57号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、8ページにございますので併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月後の令和4年2月16日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

次に2番ですが、斡旋依頼がありました土地は、鰐ヶ崎の畠1筆 面積は1,014平方メートルで、令和3年9月総会の議案第45号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、9ページにございますので併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月後の令和4年2月17日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○岡田会長職務代理者 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 特ないようですので、次に進みます。

次に、報告第2号「令和3年賃借料水準について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号

令和3年賃借料水準について

令和3年の田(水稻)及び畠(普通畠)の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)を、次のとおり報告する。

令和4年1月11日報告

農地の賃借料につきましては、農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、

この標準小作料に代わりまして、各市農業委員会は農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りを行っている賃借料は、いくらくに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し併せて農家の皆さんに賃借料水準として情報提供をすることとなつております。

今回、集計がまとまりました令和3年の田の賃借料水準と畠の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、令和3年1月から令和3年12月までの1年間のデータで、田が68件、畠が49件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや毎年2月に配布しております「農業委員会からのお知らせ」に掲載することで、公表する予定です。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合、目安として参考に御覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ違いますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通して、お互いが了解のもと適正な金額を決めていただくようお願いしております。

委員の皆さんにおかれましても、農家の方から御相談がありました場合には、あくまで一つの目安としていただきますようよろしくお願いいたします。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○岡田会長職務代理者 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 特にないようですので、次に進みます。

次に、報告第3号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第3号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年1月11日報告

1番は、令和元年5月の総会で審議がなされ、令和元年5月15日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の10ページと11ページにございます。

本件につきましては、令和3年12月11日に岡田委員と染谷一嘉委員に御確認をいただきました。

次の2番は、令和2年10月の総会で審議がなされ、令和2年10月26日付けで許

可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の12ページと13ページにございます。

本件につきましては、令和3年12月15日に中嶋委員と池田委員に御確認をいたしました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

3番は、令和3年10月の総会で審議がなされ、令和3年10月13日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の14ページと15ページにございます。

本件につきましては、令和3年12月11日に石井委員と小林委員に御確認をいたしました。

また、現地確認した際の写真につきましてはスライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○岡田会長職務代理者 ただいま報告がありましたら、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 特にないようですので、次に進みます。

○岡田会長職務代理者 次に、報告第4号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第4号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月11日報告

始めに、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 1筆 面積237平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、9件 16筆 合計面積5,668.01平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、22件 45筆 合計面積11,877.69平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が6件、その他の建物施設用地が3件の計9件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が18件、マンションの区分所有が2件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計22件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○岡田会長職務代理者 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時59分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年1月11日

流山市農業委員会長

水代 啓司

流山市農業委員会委員

金子 孝博

流山市農業委員会委員

中嶋 浩